

木造家屋建設業における労働災害防止等講習会

木造家屋建設業における労働災害防止等について



令和8年6月23日
能代労働基準監督署

本日のテーマ

1. 労働災害発生状況
2. 秋田労働局第14次労働災害防止計画の概要
(抜粋)
3. 木造家屋建設業における労働災害防止対策

休憩 5 分

4. 労働安全衛生関係法令の改正等

本日のテーマ

1. 労働災害発生状況

2. 秋田労働局第14次労働災害防止計画の概要（抜粋）

3. 木造家屋建設業における労働災害防止対策

休憩 5 分

4. 労働安全衛生関係法令の改正等

13,437件

業種別死傷災害発生状況(平成28年～令和7年)										
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
業種	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全産業	117910	120460	127329	125611	125115	130586	132355	135371	135718	135333
製造業	26454	26674	27842	26873	25330	26424	26694	27194	26676	26371
鉱業	184	209	214	203	199	216	198	198	192	203
建設業	15058	15129	15374	15183	14790	14926	14539	14414	13849	13437
交通運輸事業	3340	3314	3407	3147	2636	2696	2928	3026	3089	3249

**令和7年の建設業の労災件数
13,437件**

通信	2396	2393	2523	2252	2321	2310	2274	2224	2468	2522
保健衛生業	11513	12106	13208	13559	15708	17121	17237	18786	18867	19291

13,437件 ÷ 365日 = 36.81.....

その他	5333	5637	5954	6024	5849	6335	6439	7010	6975	6370
-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

出典:労働者死傷病報告

新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

214件

業種別死亡災害発生状況(平成28年～令和7年)										
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
業種	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全産業	928	978	909	845	784	778	774	755	746	700
製造業	177	160	183	141	134	131	140	138	142	115
鉱業	7	13	2	10	8	11	4	5	0	6
建設業	294	323	309	269	256	278	281	223	232	214
交通運輸事業	16	18	16	14	10	8	9	9	9	11
陸上貨物運送事業	99	137	102	101	86	89	90	110	108	80

令和7年の建設業の死亡災害 件数 214件

保健衛生業	13	6	13	11	8	12	8	12	11	18
-------	----	---	----	----	---	----	---	----	----	----

214件 ÷ 365日 = 0.58

その他	54	42	43	67	38	29	37	33	39	25
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

出典: 死亡災害報告
 新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

業種別死傷災害発生状況(平成28年～令和7年)										
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
業種	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全産業	117910	120460	127329	125611	125115	130586	132355	135371	135718	135333
製造業	26454	26674	27842	26873	25330	26424	26694	27194	26676	26371
鉱業	184	209	214	203	199	216	198	198	192	203
建設業	15058	15129	15374	15183	14790	14926	14539	14414	13849	13437
交通運輸事業	3340	3314	3407	3147	2636	2696	2928	3026	3089	3249
陸上貨物運送事業	13977	14706	15818	15382	15669	16355	16580	16215	16292	15632
港湾運送業	286	331	330	376	326	360	329	313	345	310
林業	561	1314	1342	1248	1272	1234	1176	1140	1167	1063
農業、畜産・水産業	2770	2940	2940	2901	2220	2176	3162	3269	3192	3190
商業	17693	18270	18270	18270	18270	18270	1702	21673	22039	23128
金融・広告	1366	1419	1304	1279	1156	1156	1138	1195	1233	1098
通信	2396	2393	2523	2252	2321	2310	2271	2468	2468	2522
保健衛生業	11513	12106	13208	13559	15708	17121	17237	18786	18786	19291
接客・娯楽	8489	8621	9110	9345	8152	8237	9140	9686	10140	10238
清掃・と畜	6018	5953	6450	6617	6679	6562	6889	6850	7106	6871
警備業	1472	1603	1760	1698	1789	1958	1930	2178	2088	2360
その他	5333	5637	5954	6024	5849	6335	6439	7010	6975	6370
出典:労働者死傷病報告										
新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。										

全体的に減少傾向



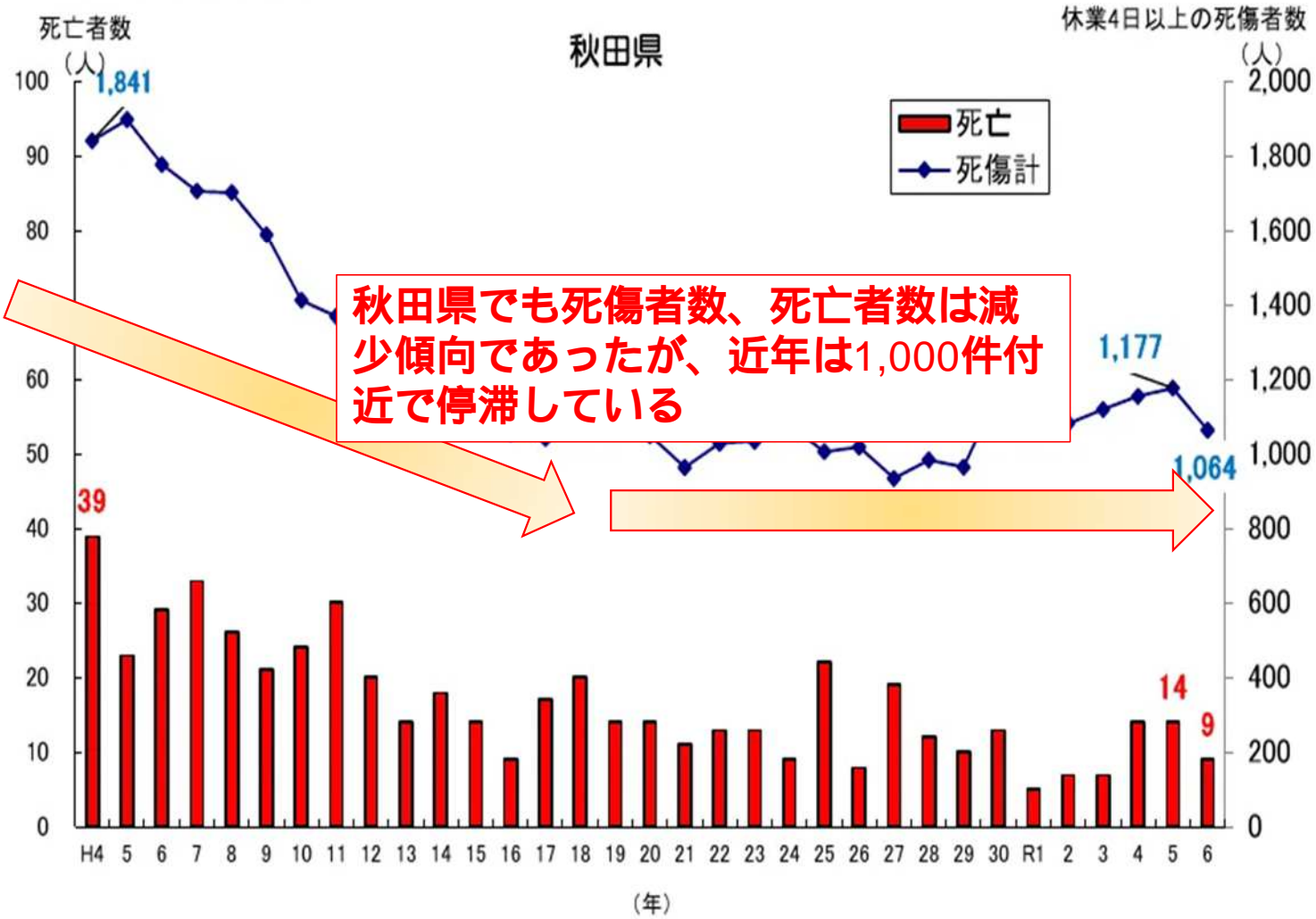
業種別死亡災害発生状況(平成28年～令和7年)										
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
業種	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全産業	928	978	909	845	784	778	774	755	746	700
製造業	177	160	183	141	134	131	140	138	142	115
鉱業	7	13	2	10	8	11	4	5	0	6
建設業	294	323	309	269	256	278	281	223	232	214
交通運輸事業	16	18	16	14	10	8	9	9	9	11
陸上貨物運送事業	99	137	102	101	86	89	90	110	108	80
港湾運送事業	10	8	4	7	4	4	1	5	3	10
林業			31	33	36	30	28	29	31	25
農業、畜産・水産業	36	35			41	23	27	27	42	
商業	92	92			44	81	72	55	61	
金融・広告	8	4					2	1	2	
通信	3	3	5	5	4	4	1			3
保健衛生業	13	6	13	11	8	12	8	12	11	18
接客・娯楽	14	20	20	24	12	17	7	17	12	20

死亡災害も全体的に減少傾向

ただし、建設業では令和7年でも1日に36人もの人がけがをし、また、2日に1回以上の頻度で人が亡くなっている（単純計算による）。依然として災害件数は多い

新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

1 労働災害発生状況



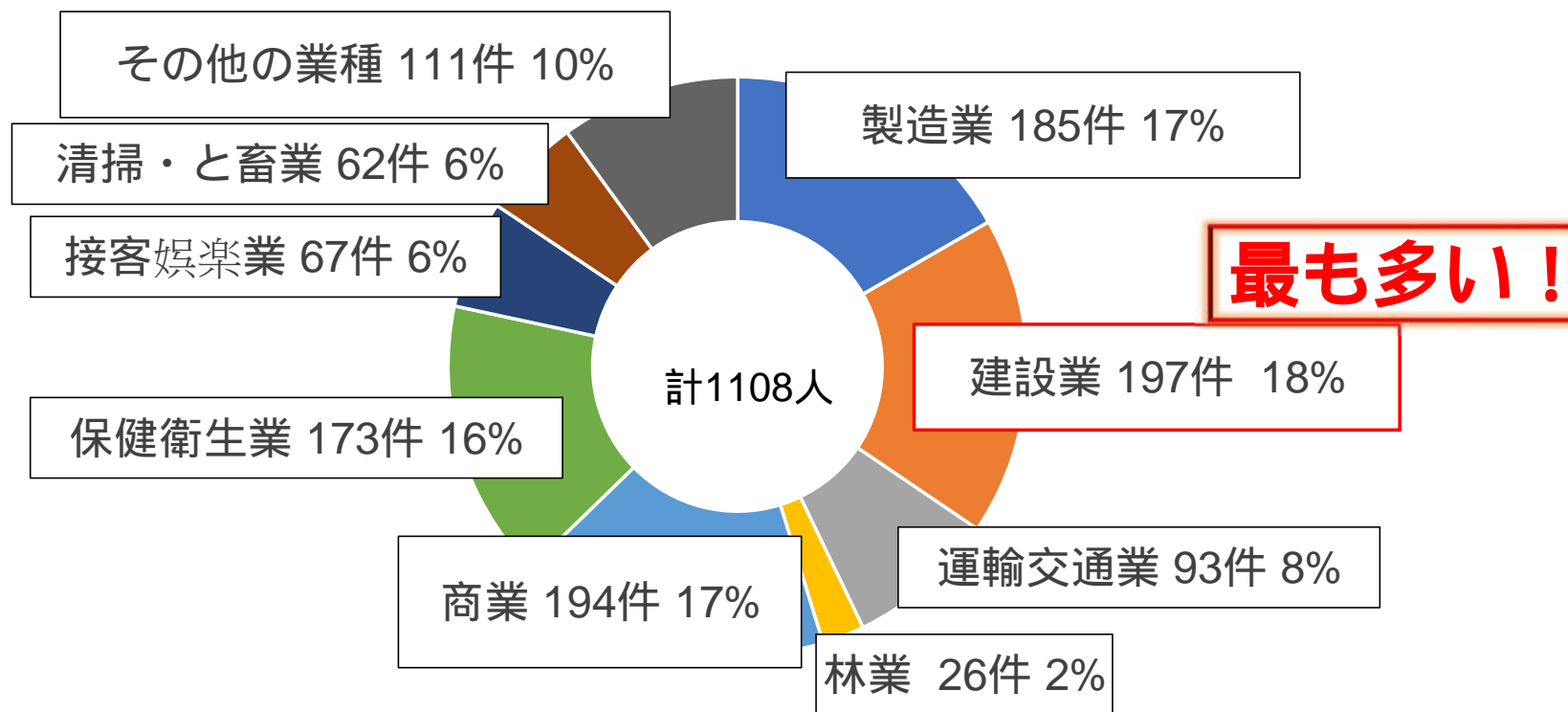
令和7年労働災害発生状況 (確定値)

秋田労働局
(令和8年4月9日作成)

年別 業種別 号別	令和6年 (確定値)		令和7年 (確定値)		秋田署 6年		7年		能代署 6年		7年		大館署 6年		7年		横手署 6年		7年		大曲署 6年		7年		本荘署 6年		7年	
	死	休業 4日 以上	死	休業 4日 以上	死	休業 4日 以上	死	休業 4日 以上	死	休業 4日 以上	死	休業 4日 以上	死	休業 4日 以上	死	休業 4日 以上	死	休業 4日 以上	死	休業 4日 以上	死	休業 4日 以上	死	休業 4日 以上	死	休業 4日 以上	死	休業 4日 以上
	亡		亡		亡		亡		亡		亡		亡		亡		亡		亡		亡		亡		亡		亡	
1~17 全業種合計	9	1496	13	1209	3	475	5	456	1	190	2	103	1	293	4	243	1	224		146	3	164	2	139		150		122
うち新型コロナを除く	9	1064	13	1108	3	399	5	416	1	81	2	81	1	201	4	229	1	134		139	3	142	2	134		107		109
1 製造業	2	191	1	185		59		52		22	1	24		49		50		26		21	2	20		22		15		16
2 鉱業(鉱安法適用を除く)		5		2				1						3				1				1						
3 建設業	6	180	5	197	3	60	4	69	1	12		10	1	33	1	39	1	26		26		24		33		25		20
土木工事業	2	54	4	74	1	9	3	20		3		2		15	1	19	1	9		12		7		15		11		6
建築工事業	4	93	1	91	2	40	1	36	1	6		4	1	14		16		9		12		13		13		11		10
鉄骨・鉄筋家屋建築	1	18		15	1	5		7		3				5		2		1		4		3		1		1		1
木造家屋建築	1	46	1	45		13	1	13		2		2	1	7		13		6		5		9		6		9		6
その他の建設業		33		32		11		13		3		4		4		4		8		2		4		5		3		4
4 運輸交通業		93	3	93		54		53		3	1	8		14		15		11		5		6	2	9		5		3
5 貨物取扱業		1		2		1		2																				
6-2 林業		31	1	26		6		5		2		2		13	1	9		1		5		5		3		4		2
8 商業		204	2	196		92		84		17		15		23	2	30		23		24		29		25		20		18
13 保健衛生業		589		271		126		99		123		32		129		50		102		30		43		19		66		41
14 接客娯楽業		62		67		27		29		4		3		11		12		10		14		9		4		1		5
15 清掃・と畜業		40		62		17		33		3		1		6		14		3		3		6		7		5		4
上記以外の事業 6-1,7,9~12,16,17	1	100	1	108		33	1	29		4		8		12		24		21		18	1	21		16		9		13

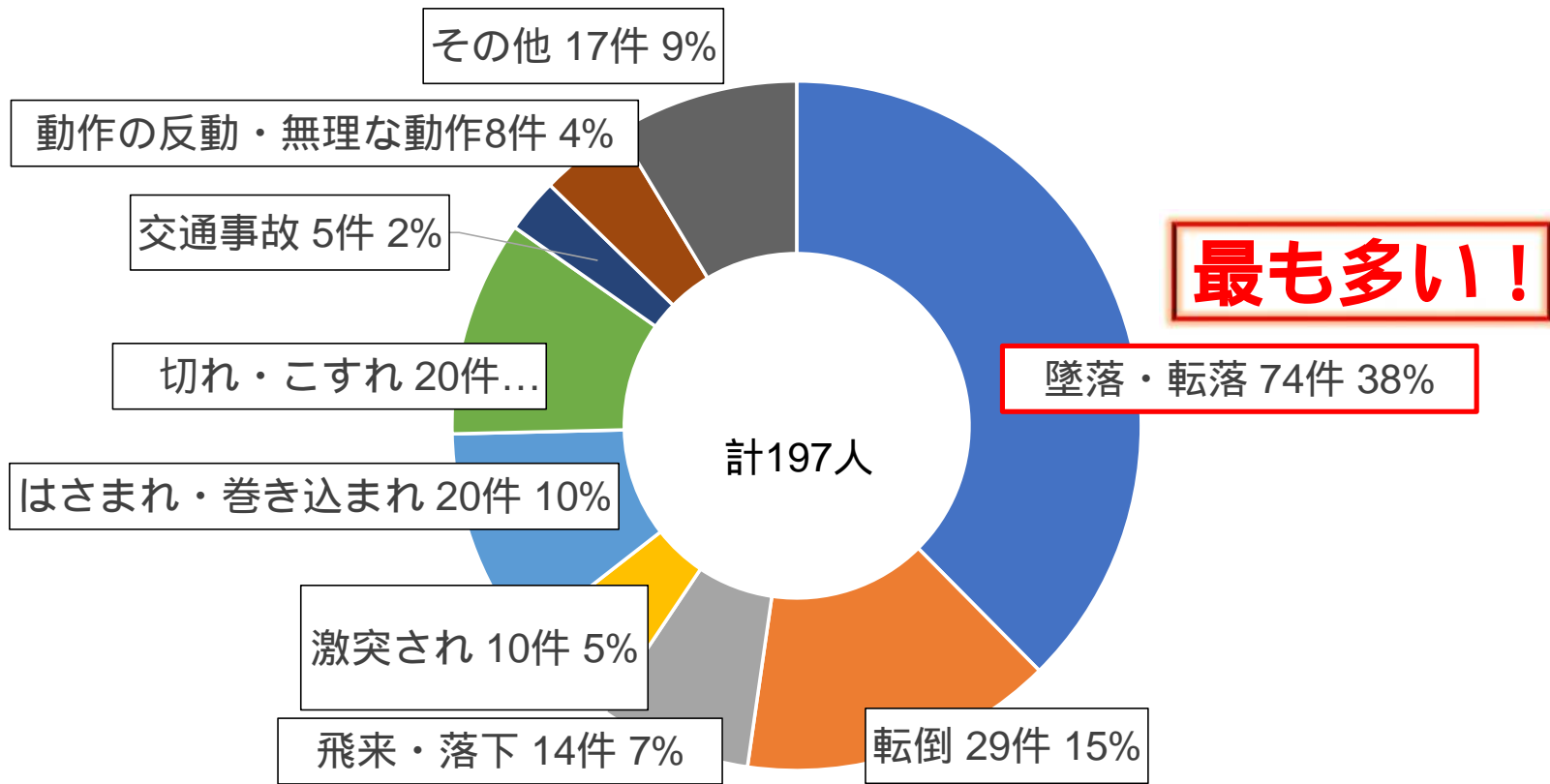
労働者死傷病報告(休業4日以上)を集計したも

令和7年業種別労働災害発生状況（秋田労働局）



新型コロナウイルス感染症を除く

令和7年建設業事故の型別労働災害発生状況（秋田労働局）



2	秋 田	3月	上下水道工 事業 (3-1-10)	40歳代 (20~30年)	おぼれ	異常環境等	下水道管渠補修工事現場において、労働者1名がマンホール内で下水道管圧送のバルブ補修作業を行っていたところ、急に意識を失い倒れたため、救助しようとして労働者2名がマンホール内に入ったが同様に意識を失い、3名とも被災した。
3				20歳代 (10~20年)	有害物等		
4				60歳代 (30年以上)	との接触		

9	秋 田	8月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	40歳代 (10~20年)	墜落、転落	足場	住宅の屋根、外壁の塗装工事において、屋根の破風部分を塗装するため足場の端部からメッシュシートを外して身を乗り出すようにして塗装していたところ、約6メートル下の地面に墜落した。
---	--------	----	--------------------------	------------------	-------	----	---

10	大 館	10月	上下水道工 事業 (3-1-10)	30歳代 (5~10年)	崩壊、倒壊	地山、岩石	道路に敷設された送水管を切り替えるため、ドラグ・ショベルで掘削(幅4.1メートル、長さ1.8~3.7メートル(L字型)、最大深さ2.3メートル)し、被災者が床掘作業のため工具(ジョレン)を持ち掘削箇所内に立ち入り作業を行っていたところ、土砂崩壊により被災した。
----	--------	-----	-------------------------	-----------------	-------	-------	--

本日のテーマ

1. 労働災害発生状況
 2. 秋田労働局第14次労働災害防止計画の概要
(抜粋)
 3. 木造家屋建設業における労働災害防止対策
- 休憩 5 分
4. 労働安全衛生関係法令の改正等

第14次労働災害防止計画

労働災害防止計画とは、5年間にわたり秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を、秋田労働局として定めたもの。

労働災害防止計画は、1958年から始まり、現在は第13次の計画を終えて第14次計画となっている。

計画の目標

秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、指標を定め、計画期間内に達成することを目指す

計画期間

2023年4月1日～2028年3月31日

アウトカム指標の達成による労働災害減少目標

死亡災害 : 2022年と比較して、2027年までに5%以上減少

死傷災害 : 2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少

・計画の目標と期間	1
・重点事項 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	2
・重点事項 高年齢労働者等の労働災害防止対策の推進	3
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(陸上貨物運送業)	4
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(建設業)	5
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(製造業)	6
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(林業)	7
・重点事項 労働者の健康確保対策の推進(メンタルヘルス対策・産業保健活動の推進)	8
・重点事項 労働者の健康確保対策の推進(過重労働対策)	9
・重点事項 化学物質による健康障害防止対策の推進	10

重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(建設業)

現状と施策の方向性

- ◆ 建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」(令和4年10月28日公表)を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ◆ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ◆ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年12月16日法律第111号)に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ◆ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。



アウトプット指標

- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。



アウトカム指標

- 建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

本日のテーマ

1. 労働災害発生状況
2. 秋田労働局第14次労働災害防止計画の概要（抜粋）
- 3. 木造家屋建設業における労働災害防止対策**
- 休憩 5 分
4. 労働安全衛生関係法令の改正等

- ・ 建設業においては、依然として墜落・転落災害が最も多い。墜落・転落災害は、**重大災害**につながりやすい。
- ・ 墜落転落災害について、高さ 2 m 未満の作業箇所からのものも目立つ。

**墜落・転落防止措置の
再確認をお願いします！**

足場からの墜落災害事例

事例①

事例① 外壁の塗装作業が終了し、ブラケット側足場上の作業床上の被災者は、2階窓周りの養生シートを外そうとしたとき、シートを引き剥がした反動でバランスを崩し、手すりをすり抜けて約4 m下の地面に墜落。

事例② 外壁サイディング貼り作業中、外壁材位置を調整している際、バランスを崩し足場より墜落。

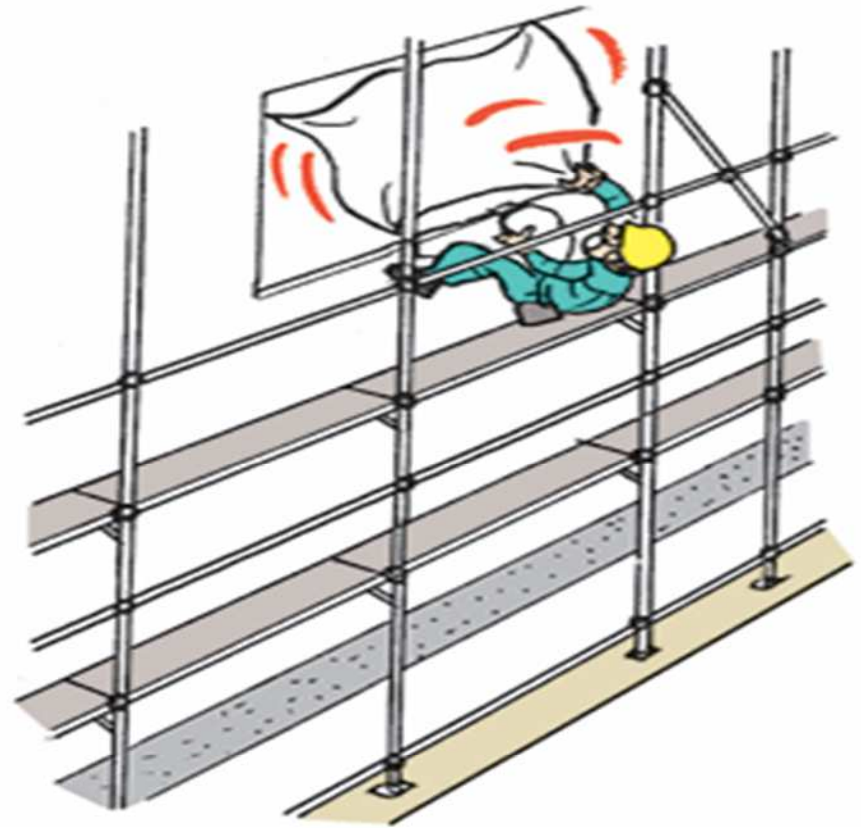
事例③ 解体工事において、外部足場上で外壁仕上塗材のケレン作業のため移動中、外壁と作業の間に左足を踏み外し、建物側に身体ごと覆いかぶさる様に墜落。

事例④ 先行足場組の際、3層目の足場より墜落。

事例⑤ 建築足場にシートを取付している際、高压本線に接触し感電、地上9 m程度から墜落。

【再発防止対策】

- ①ブラケット側足場に手すり、中さんの取付け。
- ②安全带（以下、「墜落制止用器具」とする。）の使用。
- ③架空電線に近接する足場では、電線への絶縁用保護管の設置申請を規定の電力会社等に行う。



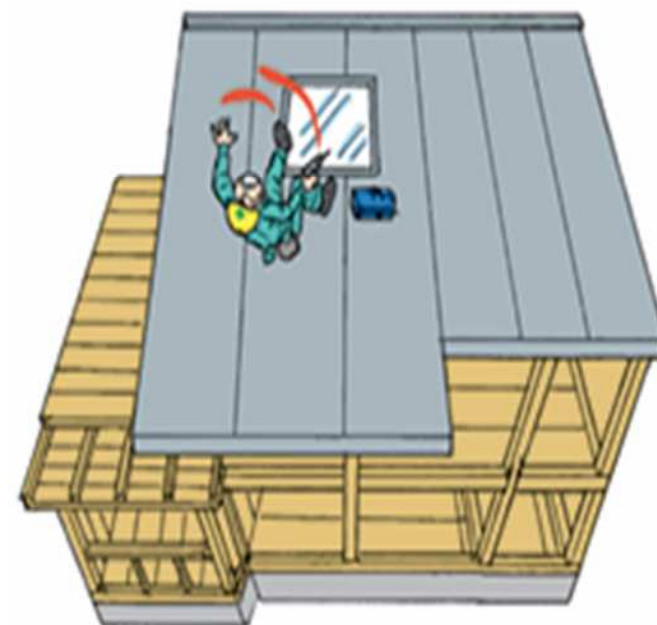
屋根からの墜落災害事例

事例①

事例① 木造家屋2階建て住宅工事において、被災者は、2階屋根上で天窓の取付け作業を行っていたが、バランスを崩して墜落。

【再発防止対策】

- ① 2階屋根の軒先付近に手すりや作業のための足場の設置。
- ② 高所の作業では、墜落制止用器具取付け設備を設け、墜落制止用器具の使用。



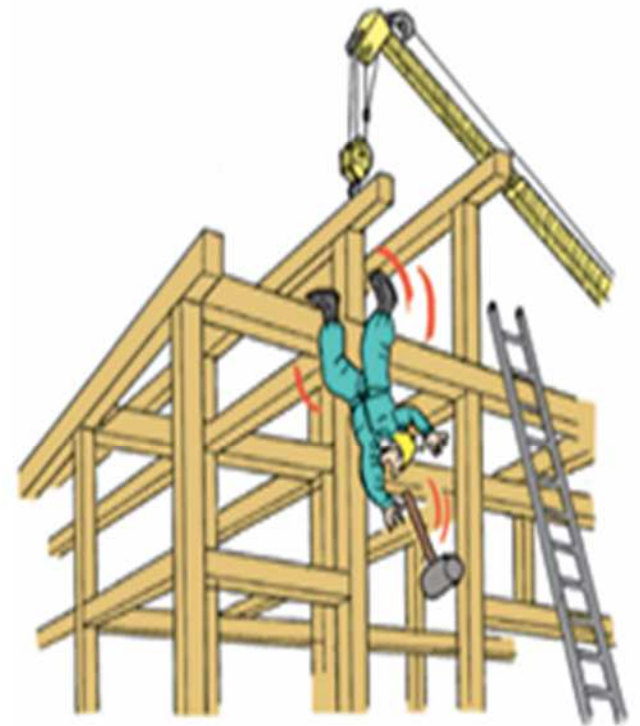
屋根からの墜落災害事例

事例②

事例② 木造2階建て住宅新築工事において、被災者は、2階屋根の梁上に足場板（幅24cm 長さ3.6m）1枚をかけ渡し、その上に乗り屋根の桁に梁を取付けようとしてバランスを崩し墜落。

【再発防止対策】

- ①梁上からの墜落を防止する安全ネットの設置。
- ②墜落制止用器具取付け設備を設け、墜落制止用器具の使用。
- ③作業床として十分な足場板の確保。
- ④足場先行工法により安全な足場の確保。
- ⑤木造建築物の組立て等作業主任者の選任。



<https://www.mhlw.go.jp/content/001234814.pdf>（木造家屋等低層住宅建築工事 墜落防止標準マニュアル）

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)

現場名 確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

- 移動はしごの固定
- 移動はしごの上部突出
- 2人作業
- 保護帽着用

等々

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)
現場名 確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒

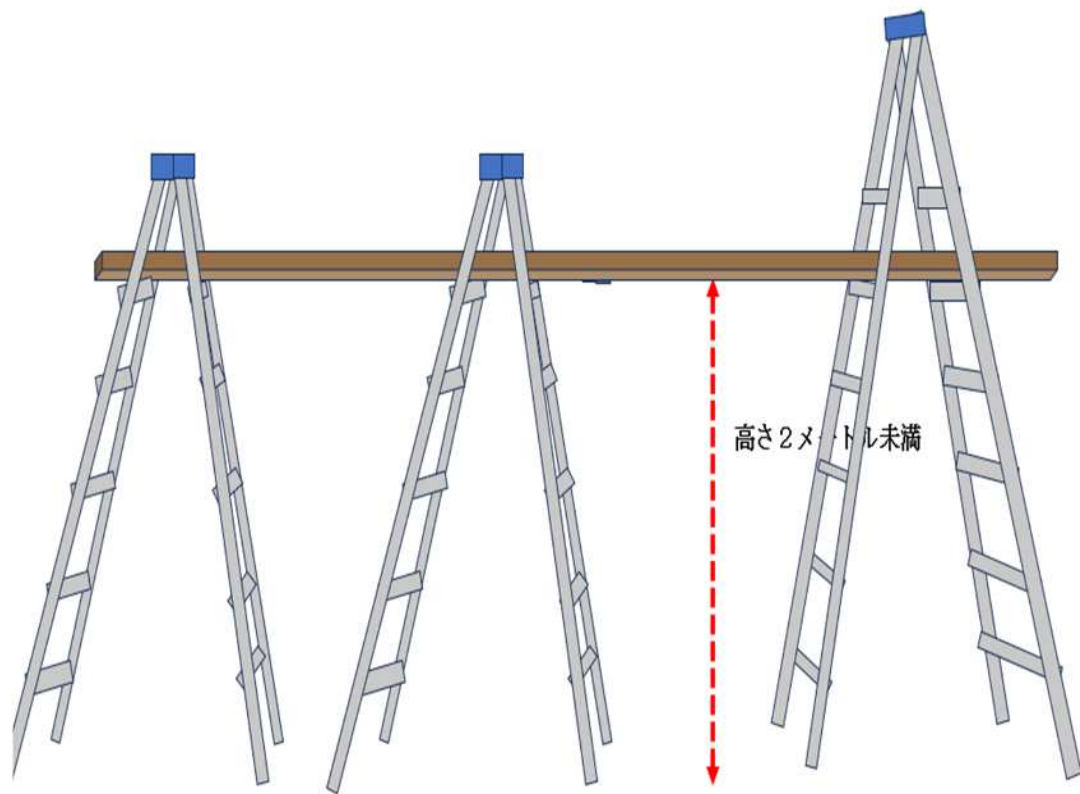


 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

- ・天板を跨がない。両足2点、腿1点などの3点支持で身体を安定させる。
- ・2段目以下の踏棧使用
- ・保護帽着用

等々



- ・ 足場板はゴムバンド等で脚立の踏棧に固定
- ・ 足場板の高さは2メートル未満で、脚立と脚立の間も1.8メートル以下に
- ・ 脚立の天板には乗らない
- ・ 足場板は踏棧に架け渡し3点支持
- ・ 脚立は水平な床面に置き、必ず開き止めを使用
- ・ 保護帽の着用

転倒災害及び腰痛を防ぐための「見える化」①

立馬からの転落を防ぐための見える化



- ・朝礼会場に**使用時を再現した立馬を再現し**、転落を防ぐための使用方法、注意事項を**見える化**している。
- ・使用時の注意事項を文字で大きく表現して掲示するとともに、**イラストで確認できる内容**も合せて掲示している。

お使いになる前に、かならずお読みください。

危険 この製品は電気を通します、感電にご注意ください。
注意事項を守らないと、重大な事故や製品の破損が生じる恐れがあります。

使用上の注意事項

警告 一人作業でこなさないこと	警告 反力を伴う作業では使用しないで	警告 荷物をもって昇降しないで	警告 昇降は足さんを一歩ずつ
警告 昇降を昇降で行わないで	警告 足踏、踏さんから飛びわたらないで	警告 身を振り出したりしないで	警告 150kg以上は載せないで
警告 不安定な場所や決り限りの安全範囲で使用しないで	警告 踏さん上でほ作業しないで	警告 設備等を正確に設置して作業しないで	

●可搬式の室内用。通電し、壁かけできない場合は設置中感電の危険があります。通電しない場合は必ず製品の設置し、入浴後作業してください。
●設置時必ず裏面に記載された手順に従って作業してください。事故を防ぐためにも必ず確認してください。
●本機を壊す行為は、危険な行為であり、罰せられる可能性があります。

- ①自分の頭に合うようにヘッドバンドの長さを調節する。
- ②保護帽がずれたり脱げたりしないようにあごひもを締める。
- ③まっすぐにかぶる。(あみだかぶりは厳禁)
- ④構造上、あごひもが耳ひもに固定され、脱落しないものを使用する。



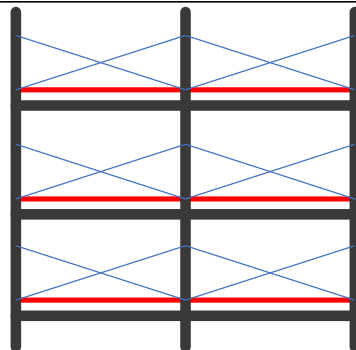
検定合格標章

〇〇〇〇保護帽
労(令〇〇.〇)検
(1) TH〇〇〇 (2) TH〇〇〇
製造業者 〇〇〇〇〇
製造年月 〇〇・〇〇
(1) 飛来落下物用 (2) 墜落時保護用

<https://www.mhlw.go.jp/content/001234814.pdf> (木造家屋等低層住宅建築工事 墜落防止標準マニュアル)

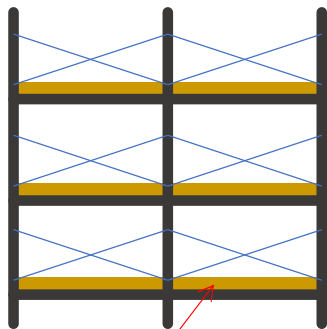
足場

枠組足場の墜落防止対策



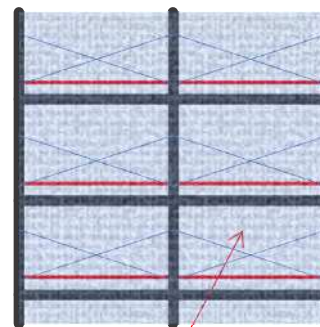
下さん
高さ15~40cm

飛来落下対策に幅木を設置した例



高さ15cm以上の幅木
(下さん不要)

飛来落下対策にメッシュシートを設置した例



メッシュシート

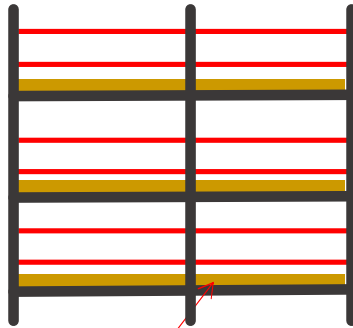
足場

枠組足場以外の足場の墜落防止対策

手すり
高さ85cm以上

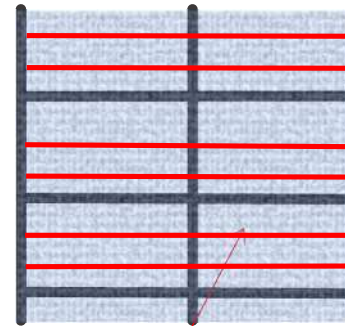
中さん
高さ35~50cm

飛来落下対策に幅木を設置した例



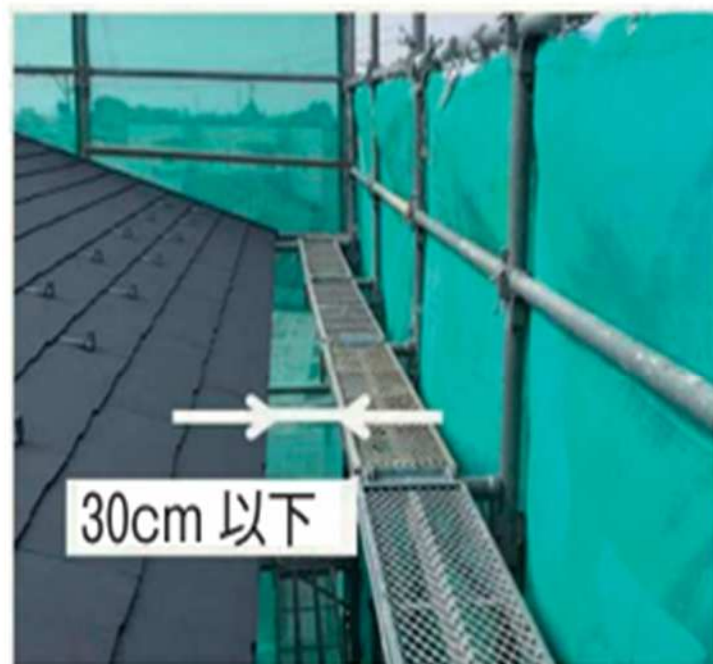
高さ15cm以上の幅木
(下さん不要)

飛来落下対策にメッシュシートを設置した例

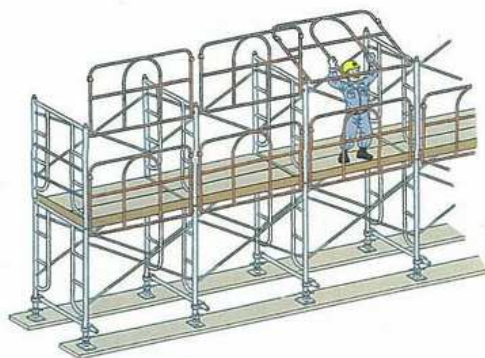


メッシュシート

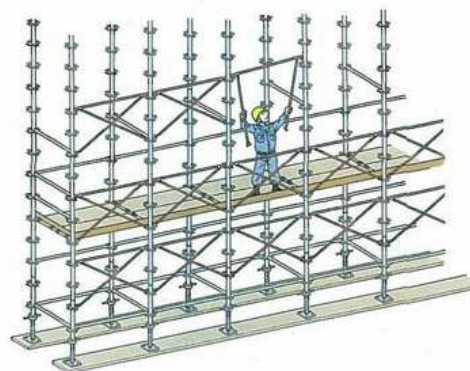
足場



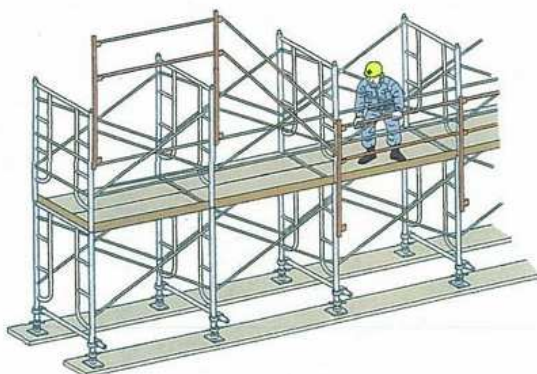
軒先と建地の間に作業床を設置して離れが30cm以下となるように措置した例



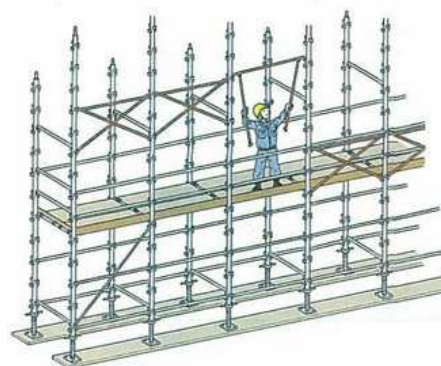
わく組足場の手すり据置き方式



くさび緊結式足場の手すり据置き方式



わく組足場の手すり先送り方式



くさび緊結式足場の手すり先送り方式

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第 561 条の 2 (新設)

R6.4.1
施行

令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所[※]において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

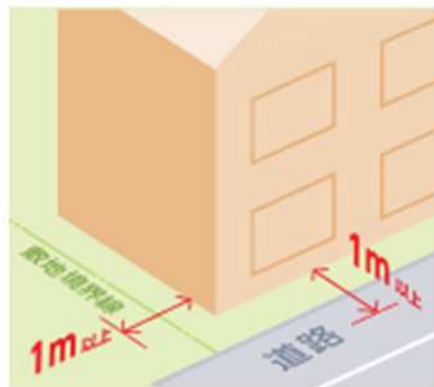
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

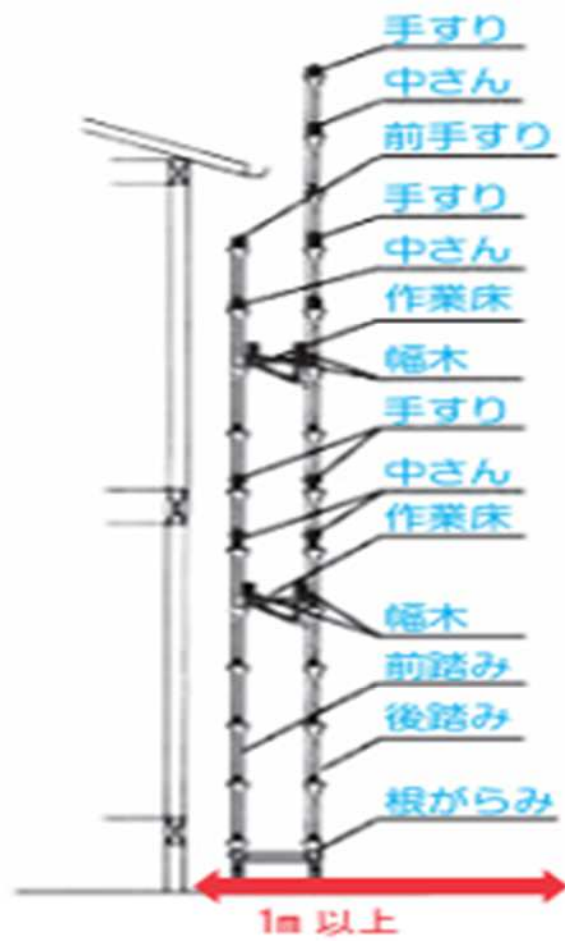
※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

● 「幅が 1 メートル以上の箇所」に関する留意点

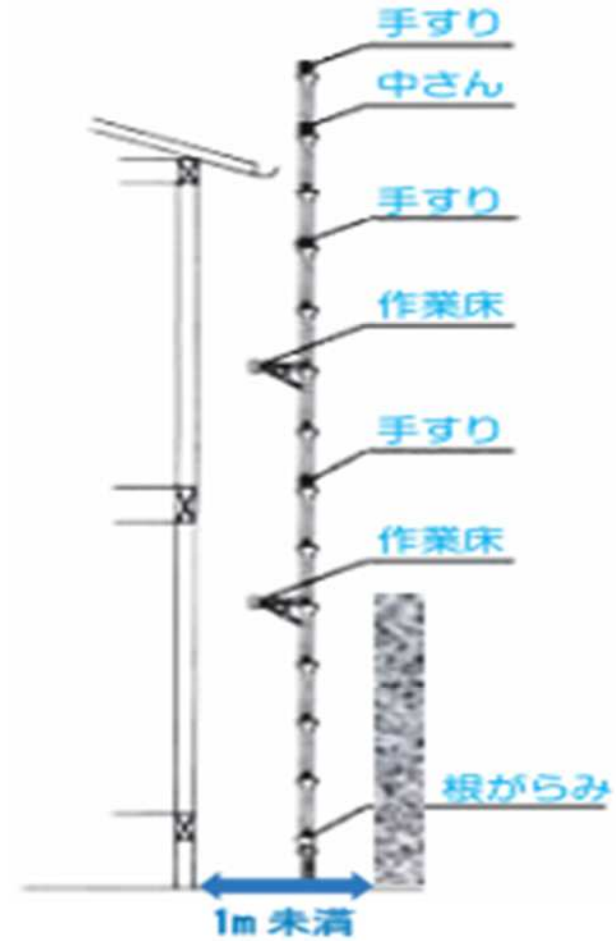
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。





本足場



ブラケット側足場

<https://www.mhlw.go.jp/content/001234814.pdf> (木造家屋等低層住宅建築工事 墜落防止標準マニュアル)

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、
第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

足場等の種類別点検チェックリスト（ ）足場用（注1） (7910.2)

足場等点検チェックリスト				
工事名（ ） 工期（ ～ ） (注2) 事業場名（ ） 点検者氏名（ ） (注3) 点検日 年 月 日 点検実施理由（悪天候後、地震後、足場の組立て、一部解体後、変更後）（その詳細） (注4) 足場等の用途、種類、概要（ ） (注5)				
点検事項(注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否(注8)	是正内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び排液の状態				
2 建地、布、脚木等の設置部、接続部及び取付部のゆるみの状態				
3 型結材及び型結金具の損傷及び腐食の状態				
4 墜落防止設備（別第563条第4項第3号イからハまでの設備）の取りはずし及び脱落の有無（注11）				
5 転木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取りはずしの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 鉄釘、楔え、埋つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無				
8 建地、布及び脚木の損傷の有無				
9 突りよとつり索との取付部の状態及びつり装置の雨はめの機能				



https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudouanzenkankei/zerosaisengen_00002.html
（新潟労働局HP）

平成31年2月1日 施行

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具	
①	胴ベルト型（一本つり）	○→	胴ベルト型（一本つり）	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。
②	胴ベルト型（U字つり）	×→	×	
③	ハーネス型（一本つり）	○→	ハーネス型（一本つり）	

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。

3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格
(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程



事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P2~

ガイドラインについて P4~

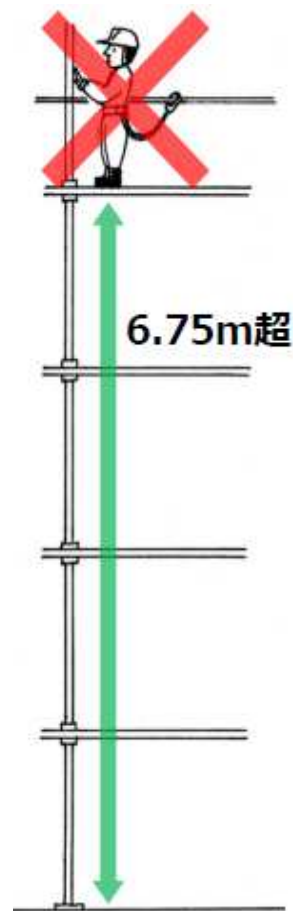
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は**5 mを超える箇所**、柱上作業等の場合は**2 m以上の箇所**では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません**。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。





ラベルには、以下の内容が記載されています。

- **墜落制止用器具の規格** 適合品
- 種類：フルハーネス型
- 使用可能質量（体重+装備品）130kg以下
- 製造年月：バックルに記載

ラベルには、以下の内容が記載されてます。

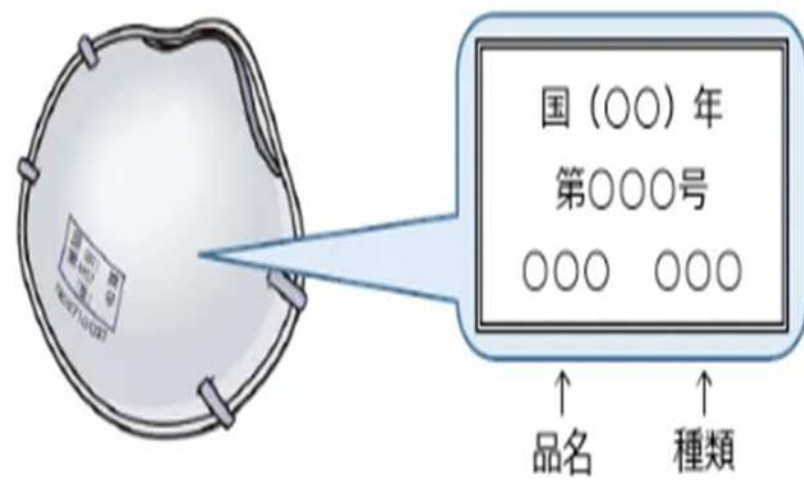
- **墜落制止用器具の規格** 適合品
- 種類：フルハーネス型
- 種別：第一種（4kN）
- 使用可能質量100kg以下
- 最大自由落下距離：2.3m
- 落下距離：4.4m
- 製造年月：フック又はバックルに表示



- ラベルには「安全帯の規格」適合品と表示。
- 製造年月：バックルに記載と表示。



新規格の物となっているか要確認



建設業においては、重機による「はさまれ・巻き込まれ」、「激突され」の災害も発生している。

重機による労働災害も、重大災害につながりやすい。

重機を使用する際の現場のルールを再確認と徹底

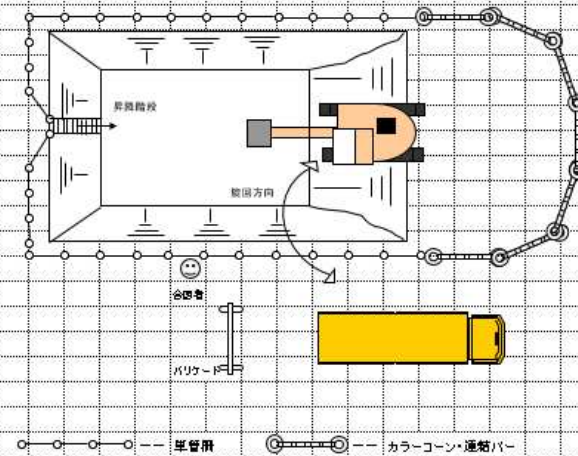
- 1.重機やクレーン使用時の作業計画の作成
- 2.立ち入り禁止措置の実施
- 3.誘導員の配置



車両系建設機械 (労働則第150条)		ブルドーザー・バックホウ グレーカー・クレーン・コンクリートポンプ車 ローラー・バックホウ		作業計画書	
作業所名		〇〇建設作業所	事業者	〇〇建設工事株式会社	作成者
使用機械		種類	ブルドーザ	バックホウ	ダンプトラック
		能力		0.75m ³	11t
		台数	1		3
		種類	パワーショベル	くい打機	コンクリートポンプ車
		能力			
		台数			
作業期間		令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日			
選任・指名		<small>※事業報告</small> 高圧電線系統を用いて行う作業・高圧電線系統の修理又はアタッチメントの取替、取付け・取外し作業・コンクリートポンプ車の搬送等の取立又は解体の作業・クレーン、揚子の取立又は解体の作業		作業主事者	秋田 太郎
台図方法		首及び手旗		作業指揮者	能代 次郎
立入禁止措置		監視人、バリケード、トラロープ、カラーコーン、警報装置、その他(警管旗)			
作業場所		地形：平坦、勾配、崖、段差地、作業面(成り) (鉄)			
地質		地質：硬岩、軟岩、礫、砂、シルト、粘性土、泥炭			
埋設物		埋設物：無し			
架空線		架空線：有り (G、L、m) 架空機：無し			
転倒危険箇所		無し、有り(ダンプ走行路)			
防犯措置		防犯方法：扉扉による路肩表示			
作業方法内容		・掘削作業は、ND、OT張より開始し、ダンプトラックはバックホウ左手に配置し、左旋回90°で待機後方から積み込む。 ・掘削範囲への第三者の接近防止、車両の誘導は、合図者が首及び手旗により行う。 ・バックホウによる掘削が終了した箇所から基礎整形作業を行う。			
安全対策		・掘削完了箇所より、順次警管旗へ切り替え、起点側には昇降用タラップを設置する。 ・掘削作業範囲内の表示は、カラーコーン及びバーで行う。			
元方指導事項		・作業手順を全員に周知のこと。 ・誘導者は、作業開始前に必ず運転者と合図の方法を打合せのこと。 ・合図者は、柵の内側及びバックホウの作業範囲内へ立入ることを禁止する。			

配置図(作業場所全体を示す平面図、必要に応じて側面図)

機械の配置、運行経路(黒線)、作業範囲(赤線)、バリケード等



着用安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	担当者
-----------	-----------	-----

車両系建設機械 (安衛則第155条)		ブルドーザー・パワーショベル ブレイカ・くい打機・後継・コンクリートポンプ車・ローラー・バックホウ				作業計画書 令和〇年 〇月 〇日	
作業所名	〇〇建設作業所	事業者	〇〇建設工事共同企業体	作成者	労働 太郎		
使用機械	種類	ブルドーザ	バックホウ		ダンプトラック	ローラー	
	能力		0.75m ³		1t		
	台数		1		3		
	種類	パワーショベル	くい打機	コンクリートポンプ車			
	能力						
台数						地山掘削作業主任者	
作業期間	令和〇年 〇月 〇日		～		令和〇年 〇月 〇日		
選任・指名	作業内容 谷谷掘削機を用いて行う作業・谷谷掘削機等の修理又はアタッチメントの装着・取付け・車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着、取付け作業・コンクリートポンプ車の輸送量の相立又は解体の作業・くい打機、後継の相立又は解体の作業	作業主任者	秋田 太郎				
		作業指揮者	能代 次郎				
合図方法	笛及び手旗				合図者	山本 一郎	
立入禁止措置	監視人・バリケード・トラロープ・カラーコーン・警報装置・その他(早管構)						
作業場所	地形	平坦・勾配()度・段差地・作業面(広い)(狭い)					
	地質	硬岩・軟岩・礫・砂礫・砂・シルト・粘性土・花炭					
埋設物	埋設物	無し			果実機	無し	
	果実機	有り (〇- m)		有り (隠れ m)			
転倒危険箇所 防護措置	無し・有り(ダンプ走行路)						
	防護方法: 赤旗による路肩表示						

合図の方法や合図者、立入禁止措置について取り決めましょう！

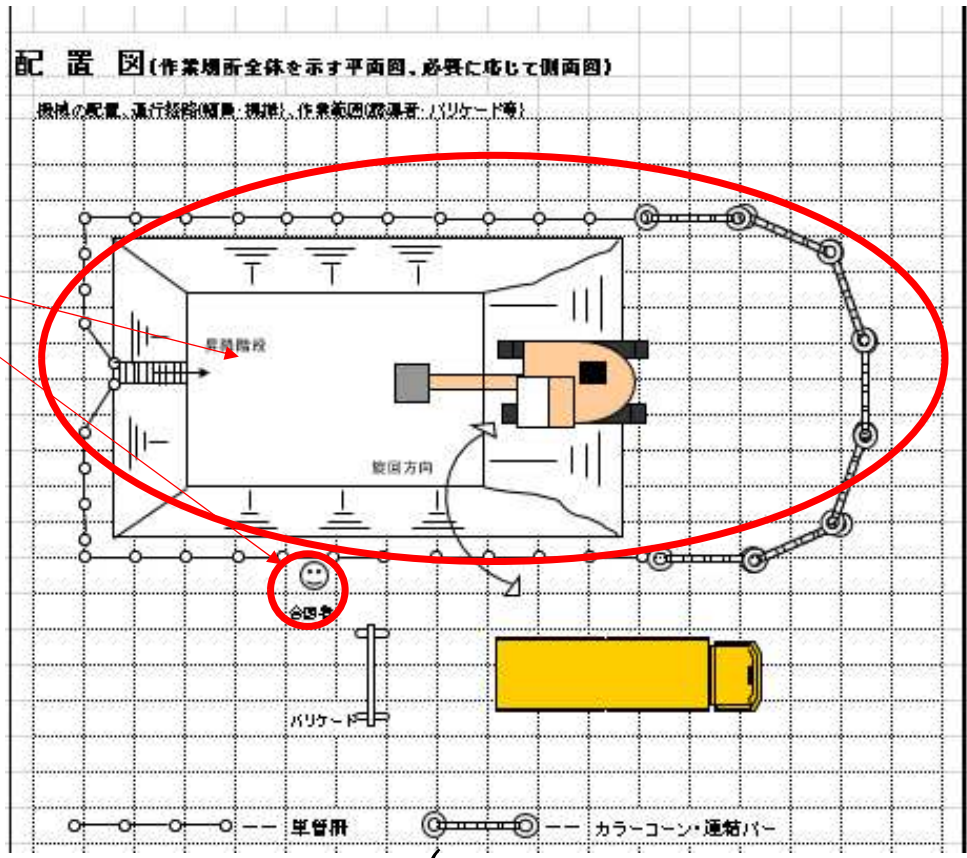
作業場所の調査を行いましょ！

作業方法・安全
対策・指導事項
を記載！

作業方法 内容	<ul style="list-style-type: none">掘削作業は、NO. 0丁張より開始し、ダンプトラックはバックホウ左手に配置し、左旋回90°で荷台後方から積み込む。掘削範囲への第三者の接近防止、車両の誘導は、合図者が笛及び手旗により行う。バックホウによる粗掘削が終了した個所から基盤整形作業を行う。
安全対策	<ul style="list-style-type: none">掘削完了個所より 順次単管柵へ切り替え、起点側には昇降用タラップを設置する。掘削作業範囲内の表示は、カラーコーン及びバーにて行う。
元方指導 事項	<ul style="list-style-type: none">作業手順を全員に周知のこと。誘導者は、作業開始前に必ず運転者と合図の方法を打合せのこと。合図者は、柵の内側及びバックホウの作業範囲内へ立入ることを禁止する。

立入禁止措置や合図者の配置を詳細に記載しましょう！
必要に応じて誘導員も配置しましょう！

必ず現場作業員に確認させること！
(印鑑は必須ではない)



統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	担当者

その他

当然のことかもしれませんが...

- オペレーターの資格の確認
- 重機の検査状況の確認と始業前、月次点検
- 重機運転時はシートベルト着用
- 運転位置から離れる際はバケット等を地上に下ろし、エンジン停止、逸走防止措置を講じること。
- 機械の用途外使用をしない
- 玉掛け（ワイヤロープ、チェーンブロック等の点検、作業手順の確認、運転者・玉掛け者・合図者の役割を明確に定めること）

本日のテーマ

1. 労働災害発生状況
2. 秋田労働局第14次労働災害防止計画の概要（抜粋）
3. 木造家屋建設業における労働災害防止対策

休憩 5 分

4. 労働安全衛生関係法令の改正等

本日のテーマ

1. 労働災害発生状況
2. 秋田労働局第14次労働災害防止計画の概要（抜粋）
3. 木造家屋建設業における労働災害防止対策

休憩 5 分

4. 労働安全衛生関係法令の改正等

本日のテーマ

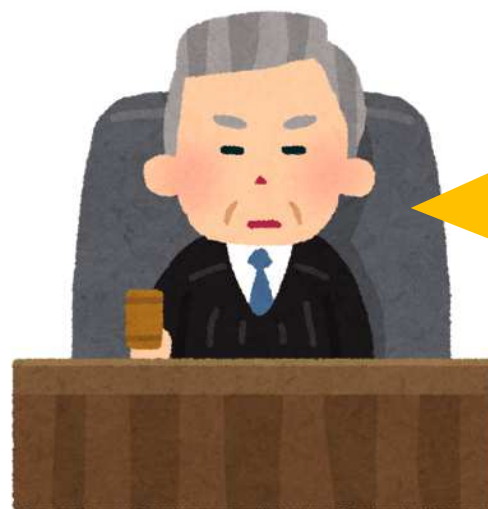
4. 労働安全衛生関係法令の改正等

個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

熱中症

ストレスチェック

令和3年5月 建設アスベスト訴訟



労働安全衛生法第22条は、労働者だけでなく、同じ作業場所で作業する個人事業者・警備員・搬入業者等も含まれます！



個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

保護の空白地帯

従来の安衛法は「労働者」が対象であり、「個人事業主」等は法の枠外に置かれていた。



最高裁判決の影響

建設アスベスト訴訟で「労働者と同じ場所で働く者も保護する趣旨」と判示

個人事業者等の安全衛生対策の推進

(1) 労働安全衛生法第22条（有害業務）に対する個人事業者等の保護措置が義務化 関係省令の改正 R5.4.1 施行

保護具着用の周知



有害作業場所への立入禁止



(2) 労働安全衛生法第20条（機械設備等）・21条（危険な業務）に対する個人事業者等の保護措置が義務化 関係省令の改正 R7.4.1 施行

運転席以外への搭乗禁止



悪天候時作業禁止



個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

施工方法や後期に追加して作業方法や納期等も追加

(1) 注文者等の配慮 R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

個人事業者等の安全衛生対策の推進

(3) 業務上災害報告制度の創設 R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。 報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、特定の機械などに対する定期自主検査の実施、危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け R9.4.1施行

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

本日のテーマ

4. 労働安全衛生関係法令の改正等

個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

熱中症対策

ストレスチェック

改正の背景

なぜ今、熱中症対策が法的義務になったのか



1,257人

令和6年の死傷者数
(過去最多)

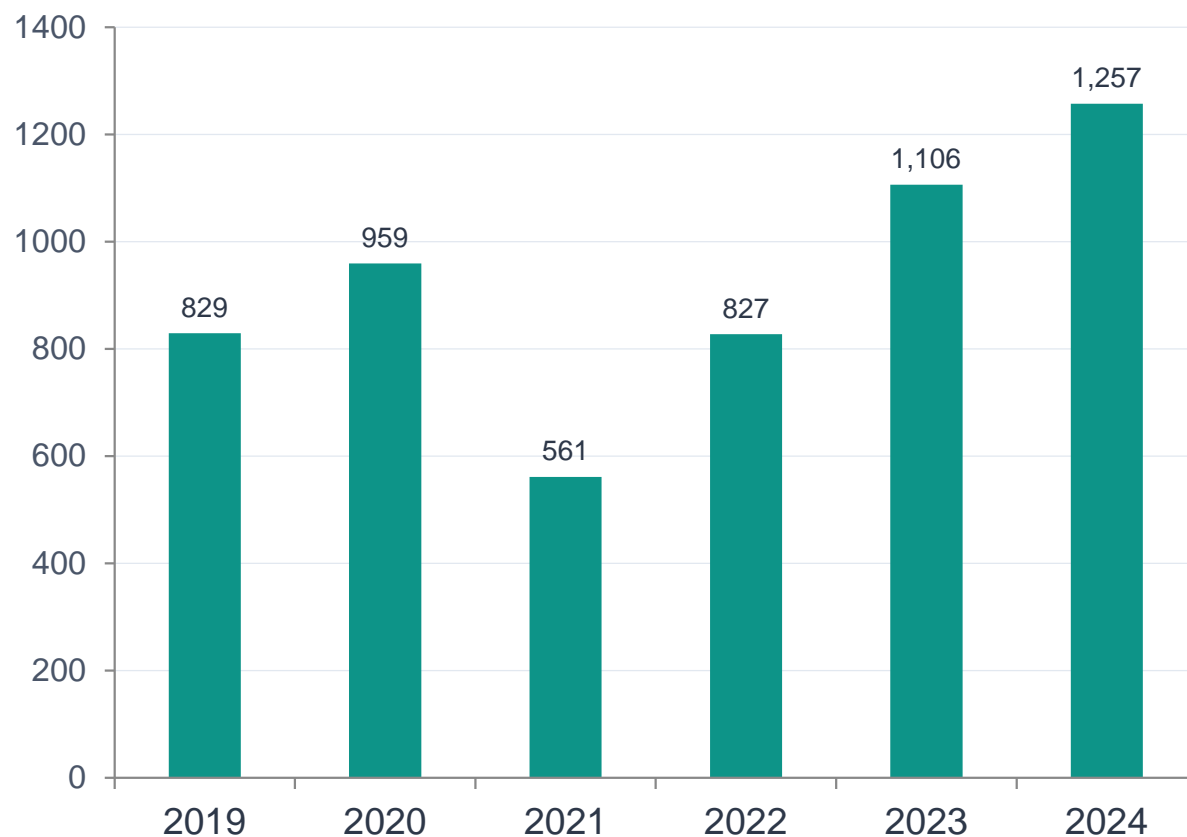


31人

令和6年の死亡者数
(3年連続30人台)

従来は「望ましい対策」として推奨されていたが、法的義務ではなかった
死亡災害の原因の多くが「初期症状の放置・対応の遅れ」によるもの
気候変動の影響で今後さらに増加が懸念
→ これらを踏まえ罰則付きの義務化へ転換

職場における熱中症の死傷者数の推移



死亡者数（令和6年）

31人

3年連続30人以上

業種別（多い順）

1. 建設業
2. 製造業
3. 運送業・警備業

改正の概要

労働安全衛生規則 第612条の2

2025年4月15日
改正省令 公布

2025年5月20日
施行通達 発出

2025年6月1日
施行（義務化開始）

改正のポイント：「重症化予防」が主眼

- 従来の「推奨」から「罰則付き義務」への大きな転換
- 熱中症の初期症状を早期発見し、重篤化を防ぐ体制整備が中心
- 事業者には3つの義務：①報告体制の整備 ②実施手順の作成 ③関係者への周知
- 違反時：6カ月以下の拘禁刑 または 50万円以下の罰金

熱中症（労働安全衛生規則の改正）

改正内容

【体制整備】熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止するため、熱中症の自覚症状を有する作業員や熱中症が生じた疑いのある作業員を発見した者がその旨を報告するための体制を事業場ごとにあらかじめ整備しておくこと。

【手順の作成】

熱中症の自覚症状を有する作業員や熱中症が生じた疑いのある作業員への対応に関し、事業場の緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先並びに必要な措置の内容及び手順を事業場ごとにあらかじめ作成しておくこと。

【関係者への周知】

当該体制や手順等について作業員へ周知すること。周知の方法には、例として、事業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほか、朝礼における伝達等口頭によることがある。

R7.6.1 施行



義務① 報告体制の整備

熱中症の自覚症状がある作業員、または、おそれのある作業員を発見した者がその旨を報告するための体制を事業場ごとにあらかじめ定めること

必須対応

- 連絡先・担当者を明確化
- 事業場ごとに体制を定める
- 自覚症状の申告を受付
- 周囲からの報告も受付

推奨される取組

- 職場巡視の実施
- バディ制（2人1組）の採用
- ウェアラブルデバイス活用
- 双方向での定期連絡
- 管理者から積極的に声かけ

義務②

実施手順の作成

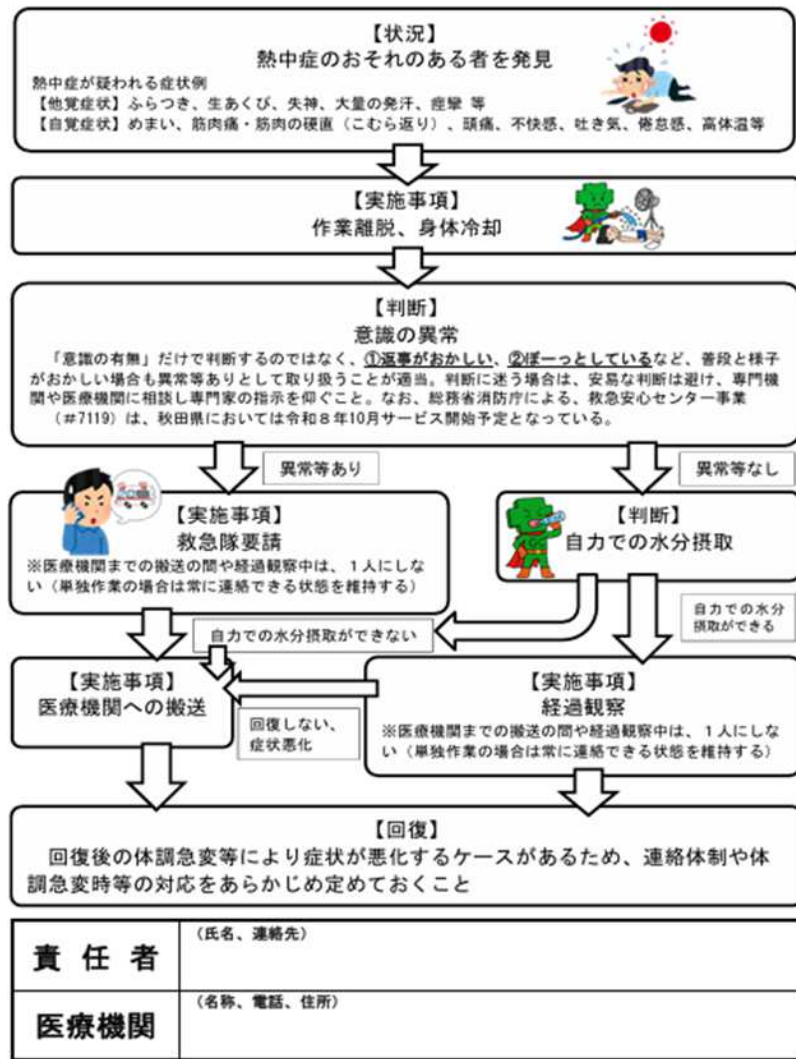
症状悪化を防止するために必要な措置の内容と実施手順を事業場ごとに定めること



搬送先医療機関の連絡先・所在地を事前に確認し、手順書に記載すること

熱中症による健康障害発生時の対応計画

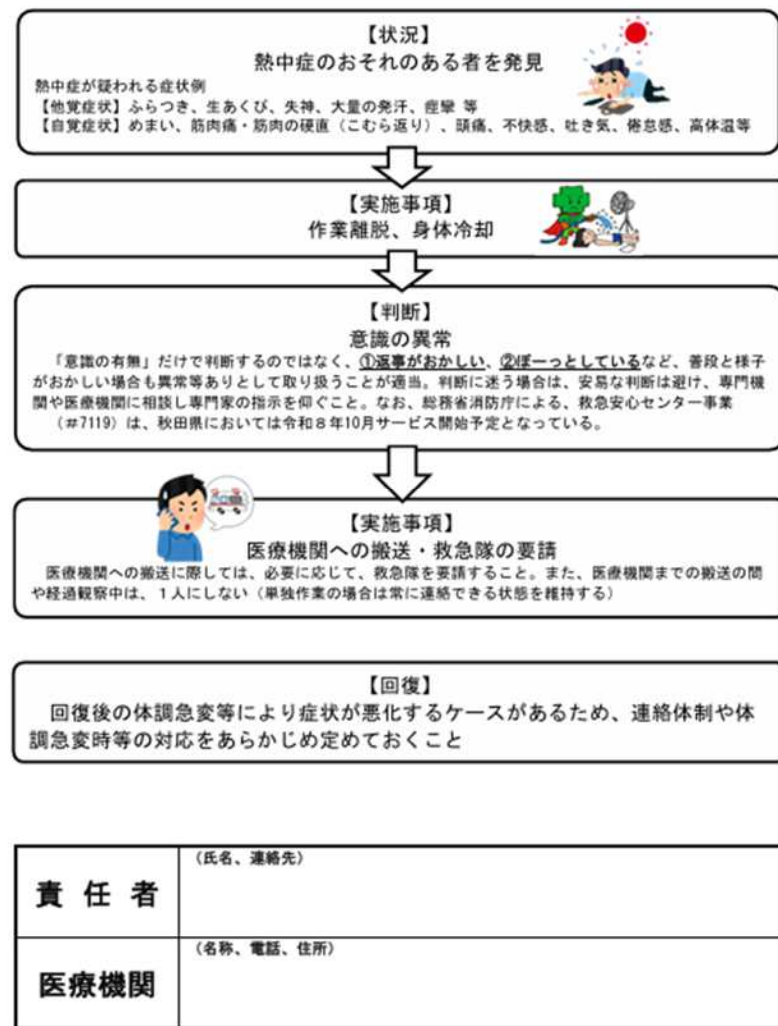
手順例①



(秋田労働局版 2026.5)

熱中症による健康障害発生時の対応計画

手順例②



(秋田労働局版 2026.5)

罰則と法的リスク



労働安全衛生法第119条に基づく罰則

6カ月以下の拘禁刑 または 50万円以下の罰金

刑事リスク

労基署からの是正勧告
書類送検の可能性

民事リスク

安全配慮義務違反として
高額の損害賠償請求
の可能性

社会的リスク

企業の社会的信用低下
採用・取引への悪影響
メディア報道

対象となる作業の定義

以下の「両方」の条件を満たす作業が対象



条件①：作業環境

WBGT（暑さ指数）28 以上
または
気温 31 以上



条件②：作業時間

連続 1 時間以上
または
1 日合計 4 時間超

AND

WBGT（暑さ指数）とは

湿度

約7割

人体の発汗による
冷却効率に影響

輻射熱

約2割

地面・建物からの
照り返しなど

気温

約1割

環境の
基本温度

2. 暑さ指数 (WBGT)

Wet Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度)

暑さ指数 (WBGT) は、熱中症を予防することを目的とした指標
作業場所における暑さ指数が、基準値を超えるおそれがある場合には
熱中症になる可能性が高くなるので対策を講じる

暑さ指数を **確認** する

熱中症予防情報サイトで確認できる



熱中症
予防情報サイト



<https://www.wbgt.env.go.jp/>

暑さ指数を **測定** する

WBGT指数計で自分の職場で測定できる



詳しくはこちら



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/img/04.pdf>

1. 熱中症の原因と発生しやすい職場の条件

蒸し暑い環境

- 高温多湿で無風の屋外作業
- 空調設備のない屋内での作業
- 工作機械等が密集している工場内
- 炎天下・照り返しのある場所

身体負荷の高い作業

- 身体全体の筋力を使う作業
- 長時間にわたる作業
- 自己判断で休憩が取れない作業
- 飲料を摂取しづらい作業

体調が良くない

- 二日酔い
- 寝不足
- 下痢(脱水状態)
- 持病(糖尿病・心臓病等)

休憩場所がない

管理体制に不備

予防対策グッズ未使用

熱中症

体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節ができなくなり、身体の機能が損なわれる

2. 予防には『暑熱順化』



暑さに慣れるまでは、十分に休憩をとる
2週間ほどかけて、徐々に身体を慣らす

- 熱中症は、気温が高くない時期でも発生
- 暑さに慣れると、早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止められる
- 暑くなる前に身体を熱中症対応モードにして、暑さに強い身体を作る

特に気をつける必要がある人

⚠ 入職したての人



作業初日は
身体への負担が大きい

⚠ 長期休暇あけの人



数日間でも
暑い作業から離れると
慣れの効果はなくなる

1. 熱中症の見分け方と応急手当

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

⚠️ いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

⚠️ 専門知識がないと、熱中症か判断できない

救急車が到着するまで

すぐに**119**番

作業着を脱がせ
水をかけ全身を **急速冷却**



本日のテーマ

4.労働安全衛生関係法令の改正等

個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

熱中症

ストレスチェック

精神障害の労災認定件数が過去最多を更新

1,055件

2024年度 精神障害の
労災支給決定件数

3,780件

労災請求件数
(過去最多)

6年

連続増加

ストレスチェック制度とは

正式名称

「心理的な負担の程度を把握するための検査」（労働安全衛生法第66条の10）

目的:

メンタルヘルス不調の「一次予防」 不調者を見つけるのではなく、未然に防ぐ



第1の柱: セルフケア促進

労働者本人へのフィードバックにより、自身のストレスへの気づきを促す



第2の柱: 職場環境改善

集団分析を通じた組織課題の可視化と、部署単位での環境改善につなげる

2025年法改正の概要

改正労働安全衛生法（令和7年法律第33号）

50人未満の全事業場にストレスチェックの実施を義務化



対象の大幅拡大

50人未満の事業場は
全事業所の約95.9%
を占める



施行は3年以内

公布後3年以内に
政令で定める日
最長2028年5月



報告義務は免除

50人未満は労基署
への報告義務なし
（実施義務のみ）

ストレスチェック実施フロー

① 方針表明・体制整備

衛生委員会等で実施方法を調査審議し決定



② チェック実施

57項目調査票による検査
対象者へ周知・受検



③ 結果通知

実施者から本人に直接通知

④ 高ストレス者対応

面接指導の勧奨
本人申出で医師面接



⑤ 集団分析

部署別のストレス傾向分析
職場環境改善に活用



⑥ 報告・記録保存

労基署へ報告（50人以上）
結果を5年間保存

職業性ストレス簡易調査票 (57 項目) ←

←

A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。←

- | | そ
う
だ | そ
ま
う
だ | ち
や
が
う | ち
が
う |
|-------------------------------------|-------------|------------------|------------------|-------------|
| 1. 非常にたくさん仕事をしなければならない----- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 2. 時間内に仕事が処理しきれない----- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 3. 一生懸命働かなければならない----- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 4. かなり注意を集中する必要がある----- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ----- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない----- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 7. からだを大変よく使う仕事だ----- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 8. 自分のペースで仕事ができる----- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる----- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる----- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない----- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 12. 私の部署内で意見のくい違いがある----- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 13. 私の部署と他の部署とはうまが合わない----- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 14. 私の職場の雰囲気は友好的である----- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 15. 私の職場の作業環境（騒音、照明、温度、換気など）はよくない-- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 16. 仕事の内容は自分にあっている----- | 1 | 2 | 3 | 4← |
| 17. 働きがいのある仕事だ----- | 1 | 2 | 3 | 4← |

←

B 最近1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。←

企業リスクと安全配慮義務

訴訟リスク

ストレスチェック未実施は安全配慮義務違反の有力な証拠として活用される可能性も

レピュテーションリスク

採用市場での信頼低下、従業員のエンゲージメント低下、離職率上昇につながる

行政指導等リスク

労働基準監督署による是正勧告等の対象となる

ストレスチェックをこれから導入する事業者の方へ

ストレスチェックの導入には 産保センター^(※)をご利用ください

※ 産業保健総合支援センター（産保センター）は、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構が各都道府県に設置、運営しています。事業場のメンタルヘルス対策等の取組に対して、各種支援サービスを^{無料}で提供します。

ストレスチェックの「取り組み方が分からない」とき

- ・ ストレスチェックはどこに頼めばいい？（健康診断の委託先？専門業者？）
- ・ 事業者の方針表明や、実務責任者、担当者の設定はどうする？
- ・ プライバシーの保護はどうする？
- ・ 安全衛生委員会における審議は？
- ・ 高ストレス者に対する医師の面接指導の実施体制はどうする？
- ・ メンタルヘルスの相談体制の整備はどうする？
- ・ ストレスチェック結果の集団分析・職場環境改善のやり方は？等

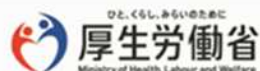
産保センターが提供する 無料の メンタルヘルス対策の個別訪問支援が有効です



メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が貴事業場を訪問し、事業場の状況に応じたストレスチェックの導入について、具体的なアドバイスを行うほか、メンタルヘルス対策の構築をトータルで支援します。

申込先：秋田産保センター 電話：018-884-7771

お申込の際、監督署からの利用勧奨があった場合は、その旨お伝えください。

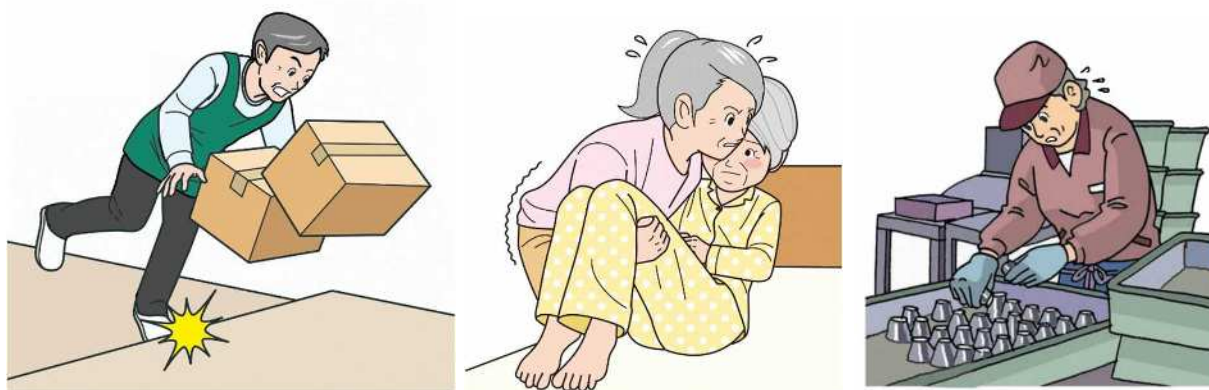


秋田労働局・労働基準監督署

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、事業者においては、国で定めた「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。



高齢労働者の労働災害防止の推進

あきたさんぽの

転倒・腰痛対策



転倒災害・腰痛災害「0」を目指しませんか？

出張サービス 秋田県内の事業場に講師が出向いて「転倒」「腰痛」予防のお手伝いをします。	腰痛が多い職場 あなたの職場は大丈夫ですか？ ◆ 高齢化がすすむ職場 ◆ 介護・看護作業 ◆ 重量物取扱い作業 ◆ 車両運転作業 ◆ 立ち作業 ◆ 座り作業 あきたさんぽでは「転倒災害」「腰痛災害」に取り組む事業場に対して、身体機能の維持・改善や足腰の筋力・バランス力により、「転倒」「腰痛」を予防するお手伝いをしています。
講師は県内の理学療法士 秋田県内で現役で活躍している理学療法士が講師となります。	
無料 支援はすべて無料です。 お気軽にご相談ください。	

独立行政法人 労働者健康安全機構 秋田産業保健総合支援センター 

TEL : 018-884-7771 HP: <http://www.akitas.johas.go.jp/>
9:30 - 17:15 平日(月～金)

- 転倒・腰痛予防対策に困ったら... (理学療法士による出前講座)
- 理学療法士が事業場に出向いて、転倒腰痛予防に関する実技と講義を実施します。
- 実技は各事業場の作業内容に合わせた内容で行います (介護施設に対しては移乗作業方法なども実施いたします)
- 実施時間は事業場の希望に合わせてます。
- 会社の安全衛生大会、健康管理活動、各種集会などにもご利用できます。

【秋田産業保健総合支援センター】を活用しましょう **：018-884-7771**

産業保健センターの活動（一部）

健康診断の結果について 医師からの意見聴取

健康診断の結果、異常の所見があった労働者に関して、働く上での制限などを事業主が医師から聴くことができます。

事後措置は
お任せ下さい



長時間労働者及び高ストレス者 に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスとされた労働者に対し、医師が面接指導等を行います。

医師の
面接指導
を行います



労働者の健康管理に係る相談 (メンタルヘルスを含む)

健康診断の結果、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面の指導などを行います。

メンタル
ヘルス



個別訪問による 産業保健指導の実施

医師または労働衛生工学の専門スタッフが、事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

個別訪問により
ご相談を
お伺いします



Twitterやっています…



参考資料

秋田労働局HP 安全衛生関係



https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html

厚生労働省HP
(安全衛生関係リーフレット)



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

ご安全に!

